平成２３年（フ）第７６号
鹿児島県霧島市国分松木町13番16号グリーンハイツたかなり203
債務者　尾田　智美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
沖縄県那覇市寄宮３丁目12番８―301号マンションアンビシャン
債務者　干場　雅人
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４９号
盛岡市愛宕町15番53号　コーポさわ205号、旧住所盛岡市中央通２丁目１番７号
債務者　佐々木通孝
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２６８号
岩手県奥州市水沢区真城字北野180番地23
債務者　高橋　昭敏
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７号
宮城県登米市南方町照井93番地７
債務者　刈谷　修丈
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２８号
宮城県登米市中田町上沼字中ノ土手85番地
債務者　及川恵美子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１１６号
福島県郡山市田村町守山字上河原４番地の８
債務者　越　　明美（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
兵庫県明石市本町１丁目４番８号
債務者　花房　俊明
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
神戸市西区玉津町居住142番地の１　１―707号
債務者　大知　敏行
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
神戸市西区玉津町居住142番地の１　１―707号
債務者　大知ミヱコ
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
神戸市西区南別府３丁目５番地の３　フレマリール高苗代203号
債務者　岡本千佐美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
兵庫県明石市大久保町大窪729番地の１　グランコンフォート203号
債務者　中川　博之
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町173番地99
債務者　仲居　正年
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町173番地99
債務者　仲居　利男
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町173番地99
債務者　仲居　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５４号
富山県中新川郡立山町芦峅寺17番地の７
債務者　佐伯真理子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台23番103号
債務者　浅野　一之
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部